

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

季 秋	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		B 社 会 人	小 論 文

受験番号 _____

氏名 _____

(9-1)

《解答別紙》

以下の文章は、NIKKEI Financial 編『ESG の奔流 日本に迫る危機』(日本経済新聞出版、2022年)第4章「ESG を牛耳るインフルエンサーたち」からの抜粋である。これを読んで、別紙解答用紙に解答せよ。

問1 ESG に強い影響を行使する NGO や NPO が機関投資家と連携する理由について、筆者はどのように考えているか。200字以内で記述せよ。

問2 「財務諸表に表れない企業の問題点」とは何か。本文中の表現も用いながら、200字以内で説明せよ。

問3 環境問題や人権問題に目を光らす NGP や NPO に対する日本の企業の対応と、その課題について、筆者はどのように分析しているか。300字以内で記述せよ。

問4 「政府の力では解決できない社会問題や環境問題を、NGO や NPO のインフルエンサーたちの影響力で解決するのは結構なことだ」という意見に対し、そのような考え方の課題や問題点について、400字以内で記述せよ。

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		B 社 会 人	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(9 - 2)

《解答別紙》

ESG君臨、「武器は人材・資金」環境NGOの素顔

急速に拡大するESG投資で、強い影響力を行使するプレーヤーがいる。環境や人権の非政府組織（NGO）や非営利組織（NPO）だ。優秀な人材が独自の調査で問題のある企業をあぶりだし、株主総会などで経営陣に改善を迫る。機関投資家も頼りにしており、攻勢を受ける企業にとっては難敵ともいえる存在だ。彼らはなぜこれほどまでの存在感を誇るようになったのか。その実態を探った。

米銀大手JPモルガン・チエースが2020年5月に開いた株主総会は、環境や人権団体が議決権行使を左右するまでになつた時代の到来を象徴した。

米NPOのアズ・ユー・ソウが、温暖化ガスの排出削減を目指す「パリ協定」に沿った行動計画の公表を求める株主提案を出した。米国最大の公的年金カリフォルニア州職員退職年金基金（カルバース）など有力な機関投資家も賛同した。結局、会社側が反対したにもかかわらず、5割近い賛成票を集めた。

アズ・ユー・ソウが設立されたのは1992年。株主の代表として直接企業と対話をする。活動資金は社会貢献活動に取り組むファミリー財團や個人の寄付でまかなわれる。

独立した立場を保つために、企業からの献金は一切受け取っていない。アンドリュー・ベハー最高経営責任者（CEO）は「企業に投資する複数の株主や彼らの財務アドバイザーも含めて連携している」と語る。他の株主との共闘態勢を取ることで賛成票を積み増す。投資家と築く強いパイプは、自ら

の主張を企業に突きつけるうえで有力な武器になる。PWCあらた監査法人の田原英俊パートナーは「NGOにとって企業に対して投資家が持つ影響力を活用しながら社会を変えることができる効率的。投資家にとってもNGOの知見は有用で双赢双赢の関係ができる」と語る。

ESG投資の世界で存在感を持つのは、グローバルに拠点を構える国際NGOだ。環境関連ではスイスの世界自然保護基金（WWF）やオランダのグリーンピース・インターナショナル、米レインフォレスト・アクション・ネットワーク、人権関連では世界の活動員数が1000万人以上のアムネスティ・インターナショナルやヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）などが有力な団体として知られている。

温暖化対策ランキング、投資家が注目

機関投資家は自己資本利益率（ROE）といった企業の収益性や、社外取締役の構成など企業統治（コーポレートガバナンス）に厳しい監視の視線を送ってきた。ただ、急速に台頭するESGの分野では企業を評価するだけの専門家を組織の内部で十分に確保できていない。そこで頼るようになつたのが環境や人権の保護活動に長く関わり、情報収集や深い専門知識を持つ国際的なNGOだった。

機関投資家から頼られるのは、NGO側の洗練度合いが増しているからである。高崎経済大学の水口剛教授は、「財務諸表に表れない企業の問題点を示す能力に優れている」と評価する。

例えば、世界100カ国以上で活動する環境保全団体WWFは世界全体で

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		B 社 会 人	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(8 - 3)

《解答別紙》

7000人の職員を抱える。一般にイメージされているように、生き物の生息状況などを調査しているだけではない、環境問題が生じやすい地域で事業を展開するグローバル企業のサプライチェーンなどを調べる職員も抱える。環境問題に対する企業の取り組みを、同じ物差し一律に評価する「企業の温暖化対策ランキング」のリポートは投資家が重視している。「投資家からリポート内の数値評価だけではなく、各企業の具体的な課題や企業と对话する際のポイントを知りたいといった問い合わせをもらう」(WWFジャパンの東海貞義事務局長)。WWFは企業とエンゲージメントを行う担当者も置いているため、企業の実態をよく理解しているとの信頼を投資家から得ているようだ。

アズ・ユー・ソウはCEOの報酬や食品業界が抱えるサプライチェーンのリスクなど幅広い調査リポートを無料で公表している。第二生命保険の錢谷

美幸・運用企画部フェローは「日本からアムネスティやHRWなどNGOが出す情報に目を通している」と話す。

NGOが持つ豊富な資金力

こうした調査を可能にしているのが優秀な人材だ。NGOには環境学者などの博士課程を修了した専門家が多い。欧米では給与も高く、就職先としても人気を集めている。

例えば米国を代表する経営学修士(MBA)コースであるハーバード・ビジネススクールは、卒業生のうち4%が卒業後の進路にNGOやNPOを選んでいる。基本給は約10万ドル(約1100万円)程度という。そもそも米国では貧富の格差などで社会問題に関心を持つ若者が増えており、NGOなどを進路に選ぶ動機が働きやすい。

環境や人権のNGOが徹底した調査活動や優秀な人材を獲得できる背景には、豊富な資金力もある。

国際人権団体アムネスティ・インターナショナルは200以上の国や地域で1000万人以上の人人が活動に参加している。この巨大組織を支えるのが、200万人以上の個人による募金だ。その規模は年間で3億ユーロ(約380億円)を超える。

HRWが過去に米著名投資家のジョージ・ソロス氏から1億ドルの寄付を受けるなど、富裕層からの資金提供が活動原資になるケースもある。NGOの活動資金の多くは個人や財團の寄付、政府の助成金で構成されるが、政府や企業の融金を受け入れるかどうかはNGOによって異なる。グリーンピース・インターナショナルやアムネスティ・インターナショナルは政府や企業から資金を得ることを禁じたり制限したりしており、独立した立場で物言ふ

基本姿勢を堅持している。

NGO同士がネットを通じて連携を強めていることが、ESG投資の分野での存在感を高めている面もある。森林破壊や強制労働が起きている実態を現地のNGOがウェブサイトやSNSで取り上げると、それに国際NGOが反応してグローバルな場で問題提起する一連の流れがある。

世界中のNGOの活動を把握するSIGWATCのように、NGOの声を集めて世の中に問題を訴える団体も存在する。SIGWATCはNGOがネット上で展開する主張をリアルタイムかつ多言語で収集し、海洋プラスチック問題が指摘されている企業などについて一日30本程度の報告書をまとめている。

今はNGOが日用品や化粧品メーカーに対して、商品に「森林破壊抑制」や「動物実験は実施しない」といったラベルを貼り、環境や社会に配慮していることが一目で分かるような表示をすべきだという圧力をかけている

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

季	法と経営学専攻 修士課程	方式	科目
		B 社 会 人	小論文

受験番号 _____

氏名 _____ (9 - X)

《解答別紙》

という。ロバート・プラット・マネージング・ディレクターは「実際に消費者はこうしたラベルがついた商品を好んで買う傾向があるため、日本企業がNGOの要求を把握していないと海外において製品競争力で劣ってしまう」と懸念を示す。

環境や人権のNGOの台頭は、企業に早急な対応を迫る。NPO法人、気候ネットワーク（京都都市）は2020年、みずほフィナンシャルグループに気候変動対策を求める株主提案を提出した。20年6月の株主総会では、北欧の年金基金など海外投資家にとどまらず、野村アセットマネジメントやニッセイアセットマネジメントなど国内運用大手も賛同し、日本で初めて出された気候関連の株主提案に3割もの賛成票が集まった。

環境NGOへの適切な対応策とは

情報が瞬時に伝達されるネットの特性もあり、NGOが打つキャンペーンが瞬く間に大きくなれることがある。企業にとってはたいしめた予兆もなく、突然のように問題を突きつけられることになる。

企業も平時からNGOの動向を丁寧にフォローする必要が高まっているのは論をまたない。NGOが取り上げる問題に関する可能性がわざかでもあるなら、「リスク管理の視点からも早めにやりとりをすることが非常に大事」（損保ジャパンの関正雄CSR室上席顧問シニアアドバイザー）になっている。

メガバンクはNGOと定期的に接触している。三井住友銀行は3~4カ月

に一度、主要な環境NGOやNPOの数団体と意見交換する場を設けている。20年春に改定した融資などに関連する事業別方針にもNGOの指摘を一部反映した。事業別方針の対象に新たに「石油・ガス」や「水力発電」などを加

え、前年度の5項目から9項目に増やした。三菱UFJファイナンシャル・グループも四半期に一度のベースで環境NGOなどと目指すべき方向性について意見交換している。

SIGWARTHのプラット氏は日本企業の今後の課題を聞いたところ、「人権や環境面でのサプライチェーン管理」との答えが返ってきた。NGOの批判にさらされやすいアバレルメーカーだけでなく、昨今は中国・新疆ウイグル自治区の強制労働問題などで電子部品メーカーへの圧力も高まっている。

世界のNGOなど400以上の団体が圧迫して企業に圧力をかけており、ヒューマンライツ・ナウが日本企業の対応が不十分だとして懸念を表明している。海外の機関投資家団体はウイグル問題における企業との対話を呼びかけている。ソニーグループやTDKなどは強制労働を行っている企業と取引

がある可能性が指摘され第三者による調査に乗り出した。

ESG投資のさらなる普及は、環境や人権NGOの株主提案などが一段と増えいくことを意味する。企業側はNGOの動きをつぶさに観察して、問題の芽をいち早く摘む機敏さがないと足をすくわれかねない。その生態系をめぐる正しい理解は、金融機関や事業会社の経営の要諦ともいえる時代になつていている。

巨人エクソン倒した物語う株主、ETFで描く未来

2021年の米株主総会シーズンが終わった。運用機関の議決権行使権担当者は2021年の総括に追われている。話題の中心は米新興アカティビスト

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

季 秋	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		B 社 会 人	小 論 文

受験番号 _____

氏名 _____

(9-5)

《解答別紙》

（物語う株主）、エンジン・ナンバーワンだ。エクソンモービルの総会で過半数の賛同を集め、3人の取締役を送り込むことに成功した。同社は「エクソンの次」をにらんで動き始めている。

波乱のエクソン株主総会から約1ヶ月。エンジンには世界中の機関投資家から問い合わせが相次ぐ。少數銘柄に集中投資を行う主力ファンド「アクティブ・エンゲージメント戦略」は現在、自己資金のみで運用している。事情に詳しい関係者によると、年内にも外部の投資家から資金を募る計画だ。エンジンは米ヘッジファンド業界のベテラン、クリス・ジェームス氏が私財を投じて創業した。投資を通じて社会問題の解決を目指す「インパクト投資」を専門とする。米西海岸のサンフランシスコに本社を構え、社名はオフィス近くにある消防署の名称からとった。設立当初の運用総額は2億4000万ドル（約260億円）。エクソンに投じた金額は約5000万ドルで、

保有比率は発行済み株式数の0.02%にすぎなかつたとされる。

立役者は有力アクトリスト出身

エネルギー業界の巨人エクソンに挑み、番狂わせを演じたエンジン。

ウォール街の新たな「ダビデとゴリアテ」物語は、いかにして作られたのか。立役者の一人は有力アクトリスト、米ジャナ・バートナースからエンジンに参画したチャーリー・ベナー氏だ。「アクトリスト・エンゲージメント戦略」の責任者を務めている。

ジャナは伝統的なアクトリスト戦略を柱とする投資会社だ。17年には高級食料品店ホールフーズ・マーケットの株主として、経営陣の刷新を迫った。最終的にアマゾン・ドット・コムが同社を買収し、ジャナは約3億ドルの利益を上げたと報じられた。ホールフーズ創業者のジョン・マツキーフ氏は当時、

地元誌のインタビューでジャナについて「強欲で嫌なヤツ」と述べた。

ベナー氏はジャナに05年から参加し、キャリアを積んだ。資本配分の見直し、M&A（合併・買収）や非核事業のスピンオフ（切り出し）要求……。アクトリストとして短期的な利益を追求してきたベナー氏は18年、転機が訪れる。運用資産額で全米2位の公的年金、カリフォルニア州教職員退職年金基金（カルスターズ）と組んだアップルに対するキャンペーンだ。

ジャナとカルスターズは18年1月、アップルに対し、親が子供のスマートフォン利用を制限できるソフトの開発を求めた。当時、若者が長時間スマホを手放せなくなる「スマホ中毒」が社会問題になっていた。アップルがこの問題を放置すると、譁判の悪化を招き、株価にも影響が出ると訴えた。

当時、カルスターズにアイデアを持ち込んだのがベナー氏だった。「年金受益者であるカリフォルニア州の教師たちは電子機器の影響を身近でみていい

培った手法、「長期的問題の解決に」

アップルの事例はESGアクトivismの先駆けとして広く知られるようになつた。ベナー氏はNIKKEI Financeの取材に対し、「ジャナ時代の活動を通じて、株主アクトivismの手法を長期的な問題の解決に使えるのではないか、と考えるようになった」と述べた。

エンジン創業者のジェームス氏は19年、ジャナのベナー氏に連絡をとつた。株主の立場で企業に変革を迫れる人物を探していたからだ。ベナー氏の関心とエンジンの戦略はほぼ一致していた。全米で新型コロナウイルスの感染が

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		B 社 会 人	小 論 文

受験番号 _____

氏名 _____

(9-6)

《解答別紙》

広がった20年春、ベナー氏はジャナを離れ、無名の投資会社へ移籍した。

エンジンは20年12月、エクソンに対し、4人の取締役選任を求めるキャンペーンを始めた。エクソンを最初のターゲットにするアイデアはベナー氏の発案だった。米公的年金がエクソンの気候変動対策に強烈な不満を持ついると知っていたからだ。カルスターズはいち早く「エンジン支持」を表明した。

キャンペーンの成否を決めるのはプラックロックやバンガード・グループ、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズといったバツシップ主体の大手運用会社の投票だ。米調査会社ファクトセットのデータによると上位3社のエクソン株保有比率は発行済み株式数の20%を超えていた。大手運用会社が気候変動関連の株主提案に賛成する例はまだ少ない。調査会社モーニングスターは気候変動リスクの開示を求める株主提案に絞って、

各社の対応を集計した。バンガードの賛成比率は20年実績で36%、最大手のプラックロックは同14%にすぎない。経営に大きな影響を及ぼす「取締役の派遣」については、賛成へのハードルがさらに上がる。

対エクソン、企業価値に焦点

エンジンのキャンペーンは幅広い機関投資家から賛同を得ることを強く意識していた。気候変動問題を巡ってイデオロギー対決になるのを避けつつ、対策の遅れが企業価値の毀損につながると訴えた。

これまでも環境系アクティビストが株主提案を出してきた。ただ主義・主張が前面に表れたものも少なくない。一部の保守層はこうした運動を「価値観の押しつけ」と反対する。幅広い投資家から支持を得にくいやえんだ。

エクソンは企業価値を少なくとも1750億ドル毀損させた――。エンジンが公表した約80ページに及ぶ説明資料には、ベナー氏がジャナで培った株主アクティビズムのノウハウが詰まっていた。エクソンの財務に光を当て、資本配分の課題を列挙し、株価パフォーマンスが同業他社に比べて劣っていることを示した。

エクソンの取締役会メンバーについても詳細に分析した。エネルギー業界の知見や事業変革の実績が少ないと指摘。エンジン側の候補者は米石油精製会社の元トップや、再生可能エネルギー事業を手がけた欧州企業幹部などが並んだ。環境団体出身者などイデオロギー色の強い人物は候補者に入っていなかった。

エンジンとエクソンの委任状争奪戦は激しさを増した。エンジン側は総会当口までに約100の機関投資家と面談。「候補者の話を直接聞いてエクソン取締役会のスキルアップになると判断した」。米運用会社ヌビーンの責任投資担当者、ピーター・レアリー氏は賛成票を投じた理由をこう明かす。最終的にプラックロックなどバツシップ大手3社も賛成に回り、歴史的な勝利につながった。

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

秋 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		B 社 会 人	小 論 文

受験番号 _____

氏名 _____

(9 - 7)

《解答別紙》

議決権行使代理のETF、「VOTE」上場

エンジンは対エクソン勝利を追い風に事業基盤の確立に乗り出した。一つは「アクティブ・エンゲージメント戦略」への外部資金導入。もうひとつが上場投資信託（ETP）事業の立ち上げだ。6月下旬、ニューヨーク市場に上場させた米国株ETFのティックカーチンボルは「VOTE（投票）」。運用資産残高は7月2日時点でも1億2000万ドルとなつた。

ETF「VOTE」の構成銘柄は時価総額の大きい米企業約500社で、一般的な指數連動ファンドとあまり変わらない。売り物は積極的な議決権行使だ。対話やキャンペーンを通じて企業に変化を促す。ミレニアル世代のように社会問題に敏感な層をひき付けたい考えだ。運用報酬も年0・05%に抑ええた。

社会変革という高い理想を掲げ続けるには、安定した収益基盤が欠かせない。ロイター通信はエンジンが対エクソン戦に1250万ドルを費やしたと報じた。想定に比べて抑えられたとはいえ、新興ファンダムにとって負担は重い。一般的な株主アクティビズムと異なり、短期的な株価上昇は期待しやすく、出資者の理解も必要になる。

対エクソン勝利の効果は大きい。年金や運用会社を味方に付ける実力を世間に示し、企業側はエンジンを無視しづらくなつたはずだ。企業への働きかけで着実に成果を出し、継続的にマネーをひきつける——。機関投資家向けファンダムとETF事業との好循環を確立できれば、ビジネスとしての持続可能性は高まる。

エンジンの最高執行責任者、デービッド・スイフト氏は資金調達計画についてコメントを控えた。一方、企業への働きかけについて「必要であれば委

任状争奪戦に持ち込むが、大半の企業は株主にとつて望ましい結果になるよう、建設的な取り組みをしてくれるだろう」と自信を示す。エンジンの挑戦はESGアクティビズムの将来をも左右する。

「Climate activism」が変えるM&Aのルール

ESGの流れがいつの間にかアクティビストに変わった。企業に脱炭素や社会貢献を迫るマネーの力に対し、金融市場からはこんな声が漏れ伝わるようになってきた。徐々に脱炭素目標を掲げ始めた政府に先行して企業に開示や脱炭素への取り組み強化を求めてきた投資マネーは、産業のハブである金融機関にも容赦なく厳格な対応を迫る。「Climate activism」の様相を呈してきた。

た。

「声をあけ続けてください」——。ベトナムの石炭火力発電事業「ブンアン2」。21年の年初に公開された日本・韓国・ベトナムの若者が事業計画の停止を求める映像がネット上で拡散し続けている。スウェーデンの環境活動家グレタ・トゥンベリ氏も声援を送る。

こうした草の根の脱炭素運動の先駆は、企業や事業に投融资する金融機関に向かつつある。映像では3メガバンクなど日本の金融機関を名指し、

「融資をやめてください」と訴えている。

21年夏、日欧米著名企業の幹部クラスがオンラインでつながった。世界経済フォーラム（WEF）の国際ビジネス評議会（IBC）、通称「夏のダボス」だ。国際企業のリーダーらが取り上げた議題の一つが「Climate activism」だった。脱炭素などESG関連の要求は激しくなるばかり。先進

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		B 社 会 人	小 論 文

受験番号 _____

氏 名 _____

(9 - 8)

《解答別紙》

的取り組みで知られる九州名門企業の経営幹部から意外な感想がこぼれた。

「少し、いき過ぎだ」――。

上場企業の経営陣の脳裏にあるのは21年5月に起きたエクソンモービルの

「歴史的な敗北」(米紙)だ。環境問題への取り組みをおろそかにしているとして、ヘッジファンドのエンジン・ナンバーワンがエクソンモービルに対する取締役を推薦。エクソン株をわずか0・02%保有する小さな存在だったにもかかわらず巨人エクソンのボードシートを3席も手にした。

エクソンモービルのダレン・ウツズ最高経営責任者(CEO)は環境派の取締役を3人受け入れた

なぜこうした事態が起きたのか。「ESG」はまず、産業界に先行して運用業界で取り入れる姿勢が鮮明になつた。ESGへの取り組みをアピールする姿勢が年金や政府系ファンド(SWF)から運用資金を預けてもらうのに

必須だったからだ。

エンジン・ナンバーワンによる取締役の人事案に対し、議決権行使助言会社大手のISSやグラスルイスは数人ずつ賛成するよう推奨した。さらに大手運用会社であるブラックロックやステート・ストリート、バンガードといった国際金融市場の中堅の面々も賛成票を投じた。「社会的な活動に投資マネーが相まつてものすごい力を發揮している」。米系投資銀行のバンカーは舌を巻く。

増える提案可決件数

こうした潮流のもと、米国では年を追うごとに「E」や「S」に関係した株主提案が可決される件数が増えていく。アクティビスト・インサイトによると、環境関連の株主提案は21年は6月までで、すでに20年の2倍の件数が(約18%)から急増した。

成功している。

とくにハッシブ投資家がESG関連の議案に賛成する傾向が鮮明だ。プラックロックは21年で75%の環境関連の議案に賛成票を投じており、20年(約18%)から急増した。

金融機関も炭素から距離を置く姿勢を強めている。8月に豪石油ガス大手ウッドサイド・ペトロリアムが英豪資源大手BHPグループから石油・ガス事業の買収を決めた。譲渡事業の価値はおよそ130億ドル(約1・4兆円)で、全額株式での買収となった。

「エネルギー事業の買収が手控えられた可能性がある」と外資系バンカーは解説していた。石炭火力での発電を続ける日本の電力会社に対し、すでに欧米系の証券会社が社債発行業務を手掛けなくなる傾向もあるという。

排出量で取捨選択

「売った方がいいですかね?」「この事業は売れますかね?」国内の投資銀行にも、事業会社から新しいタイプの相談が増えてきた。悩みの種は石炭権益などに代表される「炭素関連資産」だ。「炭素関連資産は売れるのか」という懸念がある。

いう事業会社からの問い合わせには、「果たして引き取り手がいるのか」という懸念がある。

住友商事は8月、オーストラリアに持つ石炭権益をスイスの資源商社グレノコアに売却すると決めたがグレンコアは同権益の残りを保有するパートナー。世界中の企業が脱炭素に向かう中、買い手は多くない。

しかし、ある外資系バンカーは売れるのかとの問い合わせに対して「YES」と回答する。なぜか。意外な買い手の存在を知っているからだ。不良債権投資の本家本元、サーベラス・キャピタル・マネジメントだ。引き取り手がいないうな温暖化ガスを大量に排出する事業、いわゆる「座礁資産」を買い取るという打診に動いているとあるバンカーは明かす。

温暖化ガスの排出が事業価値に影響を与える現象は実際に起きている。例えば、日立製作所は数年わたって日立建機の持ち分売却を検討してきたが、足元で資本構成の再構築にむけた検討が始まっている。

かねて日立建機の取得に意欲を示していた複数の投資ファンドも、投資環

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

秋 季	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		B 社 会 人	小論文

受験番号 _____

氏名 _____

(フ-9)

《解答別紙》

境の変化を考慮している節がある。鉱山を削り、金属資源を発掘するために建機が使われる、サプライチェーンの排出量算定における、いわゆる「スコープ3」の領域で温暖化ガスが増えるためだ。

同じショベルカーでも、農機として使われば脱炭素目標への影響は限られるが、「炭素排出量がつきまとう資源関連の価値評価は從来と違った目線が求められるようになった」と投資ファンドの幹部は悩ましげだ。

日立製作所は上場子会社の整理見直しの中で、日立金属を4月にベインキャピタルが主導する投資グループに売却することを決めた。一方、約1兆円を投じた米LIT企業のグローバルロジックの買収は7月に完了した。一連の取引で、日立のグループでみた温暖化ガス排出量は半減するという。

今後は、こうした温暖化ガスの排出量も事業資産の取扱選択を進める上で重要な要素になりそうだ。投資ファンドやバンカーたちの提案も、単なるキャッシュフローの価値計算だけでは顧客企業を満足させられなくなっている。

ESG、投資銀行のど真ん中に

「2年前には無かつたことだが、ESG要素をM&A（合併・買収）の取引金額に反映させるようになってきてる」。ESG分野を専門に手掛けてきた

た米ブティックのグリーンテック・キャピタルの創業者ジェフ・マクダモット氏は語っている。

グリーンテックは野村が19年に買収を決め、マクダモット氏は10月1日付で野村のインベストメント・バンキング・グローバル共同ヘッドに就いた。ESGが投資銀行のど真ん中のキーワードになると感じ取った戦略的な人事だ。

グローバルな投資ファンドもESGを巡る取り組みを強化している。米KCRは5月、ESGのコンサルティング会社ERMグループを傘下に入れた。時流に合ったサービス需要の拡大を見込むだけではなく、そのほかの一般的な投資案件についてもESG的な側面の価値算定をサポートする役割を担うとみられる。

英CVCキャピタル・パートナーズも1月にサプライチェーンでの持続可

能性を高めるツールを提供するエコバディスに2億ドルを投資。米プラットストーンは21年以降の新規投資先について温暖化ガスの排出量を15%減らす支援をすると表明している。

2021年の株主総会の直前にエクソンモービルの新しいボードメンバーに迎え入れられたジェフリー・アッベン氏。同氏はそもそもアクティビストとして著名なヘッジファンド、バリューアクト・キャピタル・マネジメントの創業メンバーだったが20年に離れた。アッベン氏は自ら再び環境や社会性を追求するファンドを立ち上げていた。

株主アクティビズムは従来、株主還元を迫り、時には事業売却を求める、利益の最大化へ圧力をかけてきた。ただし、こうした手法は、少なくとも米市場ではやり尽くした感がありターゲットが少なくなってきた。そこで標的を「G」から「E」と「S」に移し、新たな収益の源泉を求めるようになってきたという構図だ。

「脱炭素」がキーワードとして登場し、ESGへの対応に手をこまねいていると株主提案が飛んでき、パッシブマネーがそれを支持するという新たな潮流。M&Aを巡るルールも変わりつつある。そして日本企業はもうじき、9月末の株主名簿を目にすることになる。非政府組織（NGO）の名前が並んでいると要注意だ。株主提案権の行使には6ヶ月前からの株式保有が要件だからだ。

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

季 春	法と経営学専攻 修士課程	方 式	科 目
		B 社 会 人	小 論 文

受験番号 _____

氏名 _____

(7 - 1)

《解答別紙》

2頁以下の文章は、小塚莊一郎『A.Iの時代と法』(2019年・岩波新書)の抜粋(第6章 法の前提と限界)である。これを読んで、以下の問題に解答しなさい。

【問題1】

自動販売機と「スマート冷蔵庫」とでは契約における意思はどのように異なるか、250字以内で説明しなさい。

【問題2】

明治日本が近代的な法制度を取り入れたのはなぜか、200字以内で説明しなさい。

【問題3】

「サイズの合わない既製服」という表現は2つの事柄のたとえとして用いられているが、それは何か、併せて200字以内で説明しなさい。

【問題4】

筆者は、日本企業のコーポレートガバナンスの特徴を参考にして、A.I時代のガバナンスのあり方についてどのように主張しているか、600字以内で要約しなさい。

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

季	法と経営学専攻 修士課程	方式	科目
		B 社会人	小論文

受験番号 _____

氏名 _____

(7-2)

《解答別紙》

第6章 法の前提と限界

自動販売機は「スマート」か

科学技術の発展によって新しい状況が出現したとき、専門家の中には、「それに適合した新しい枠組が必要だ」と言い出す人と、「これまでも似たような状況はあった」と主張する人が、常に現れる。AIなどのデジタル技術に関して、ときに聞かれる議論は、「人間が関与しないまま契約が締結されるスマートコントラクトは、自動販売機と同じが違うのか」というものである。

スマートコントラクトとは、一定の条件が満たされた場合に、自動的に取引を実行するプログラムを言う。第4章で説明したブロックチェーンは、スマートコントラクトのプラットフォームとして利用することができる。ビットコインの場合、「仮想通貨による支払い」という取引をブロックチェーン上で実行しているが、そこで実行される取引を「施設の利用権の取引」や「不動産に対する権利の取引」などに置き換えれば、スマートコントラクトになる。実際に、イーサリアムというブロックチェーンのプラットフォームは、このようなスマートコントラクトを実行するために開発されたものである。

スマートコントラクトと限界としては、プロトコルの問題がある。たとえば、冷蔵庫の中に何が自動的に取引を実行してしまった場合を広く検討する必要がある。たとえば、「冷蔵庫の中に入っているかをセンサーが感知し、不足している商品を自動的に発注してくれる」というスマート冷蔵庫を考えよう。冷蔵庫に入っていない商品は、不足しているわけではなく、単純に欲しくないだけかもしれないが、スマート冷蔵庫は、持ち主が過去にどのような商品を購入し、冷蔵庫で保存してきたかについてのデータを学習して、何が不足しているのかを機械的に判断する。こののような自動発注プログラムも、広い意味では「スマートコントラクト」の一例と言つてよいであろう。

たしかに、機械の動作によって契約が成立するという意味では、自動販売機も同じであるよ

うにも見える。しかし、自動販売機の場合、言葉や意思表示を行わないというだけで、何を買

いたいかという判断が、人間によって自律的に行われていることは明らかである。また、その

買いたいという意思表示は、ボタンを押すという操作によって、明らかに人間の意思にとづ

いて行われている。機械化されている部分は、商品を買いたいという意思を実現するプロセス

だけである。これに対して「スマート冷蔵庫」の事例では、判断の過程自体がデジタル化され

1 スマートコントラクトと近代法

てしまっている。現在の法律の枠組に無理をして当てはめようとすれば、このスマート冷蔵庫を設置し、ネットワークに接続した時点では、「データにもとづいて不足している」と判断される商品を自動的に購入することについて、「将来、スマート冷蔵庫のスイッチを切るまで(包括的に承認する)」というきわめて抽象的な同意を与えており、それにもとづいて契約が成立する」と説明しなければならない。

しかし、日常生活の場面で、判断や選択そのものが機械による判断へと置き換えられていくとすれば、抽象的な同意があるといつても、そこには、人間による自律的な判断という要素が欠けている。これは、従来、当然のように考へられてきた「法」の前提が崩れつつあるという事実を示しているのである。

「法律」と「法」

「法」の前提とは、どういう意味か。実は、「法」というものは、一定の社会的な仕組みを前提としている。

一般的には、「法」と「法律」は同じ意味だと考えられていることが多いが、実は、そのような理解は正確ではない。本書では意識的に「法律」という表現を限られた場面にだけ使いつつ、本書では意識的に「法律」という表現を限られた場面にだけ使いつつ、

第6章 法の前提と限界

ほんどの場合には「法」と表現してきた。「法律」とは、国会(一般的な名称では議会)が制定するルールのことである。つまり、「法律」にあたるかどうかは、制定の手続によって決まり、その内容は関係がないとされている。法学の入門書などには、憲法を国家の最高規範として、憲法の枠内に国会が法律を制定し、その法律のもとで行政府が政令や省令といった下位の規範を制定するといった階層構造が説明されている。これは、一〇世紀初めに、ハンス・ケルゼンというオーストリアの法哲学者が提示した見方である。

このような説明の中で見落とさねばならない点は、日本を含め、現在、世界の国々で取り入れられている「法」の体系は、ヨーロッパで発展し、一九世紀から二〇世紀に非ヨーロッパ世界にも受け入れられた「西洋近代法」であるという歴史的な事実である。西洋近代法は、その発展の経緯から当然に、ヨーロッパが歴史的に経験してきた社会の仕組みを前提として持つている。もちろん、日本を含めて、非ヨーロッパ世界がそれを受け入れたときには、家族法や不動産法などを中心に、それぞれの國の国情に合わせた調整が行われた。しかし、基本的な概念や考え方方がヨーロッパで発達したものである以上、「法」の体系の裏側には、ヨーロッパ社会の仕組みが、いわば書かれてきた前提として存在している。手続的には、議会で承認すればよい「法律」も作ることができるが、それは、「法」の体系と常に適合的であるとは限らない

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

季	法と経営学専攻 修士課程	方式	科目
		B 社 会 人	小論文

受験番号

氏名

(7 - 3)

《解答別紙》

第6章 法の前提と限界

ルールとなつてゐることを知つたが、歐米列強は、近代的な法制度を備えた国家でなければ万国公法の扱い手となる主権国家とは認められないという姿勢を貫き、開国に際して、日本に入つた西洋人に對しては本国の領事が裁判権を持つことを日本側に承認させた。これを規定した条約が、いわゆる不平等条約である。そこで、明治日本は、この不平等条約を改正するために、近代的な法制度をすべての面に及び、法だけではなくたが、基本的な目標が不平等条約の改革は、政治や経済のすべての面に及び、法だけではなくたが、基本的な目標が不平等条約の改革であった以上、明治政府にとって、法の近代化は常に優先度の高い課題であつた。そのため一方では、フランスのボワソナードやドイツのロエスレル（＝スター）といった法学者教授を「お雇い外国人」として日本に招き、日本の優秀な若者をヨーロッパの大学に送り出し、法学を修めさせた。明治日本の期待を背負つて送り出された若者のモチベーションが高かつたことは、よく知られている。後に民法を起草することになる梅謙次郎は、そうした若者の一人としてフランスのリヨン大学に国費留学したのであるが、満点という超人的な成績で博士号を取得し、教授職を驚かせたそつである。

そのようにして日本に取り入れられた近代法は、表面的には、近代に成立した主権国家を支える制度であった。一七世紀に、三十年戦争を終結させたウエストファリア条約によつて、そ

のである。

もっとも、最近では、このような前提自体が、世界的にも変化しつつある。一九九〇年代に、それまでの東西冷戦の時代が終わり、共産主義や社会主義的な民族主義の体制をとつてきた國の多くが、市場経済へと移行した。その過程で、法制度が市場経済を発展させるためのツールとして位置づけられるようになったのである。市場経済への体制移行は、一〇〇〇年前後には一段落したが、法制度が政策ツールとして見られるという状況は変わらなかつた。むしろ、法制度の効率性が経済成長を促す要因の一つであるという分析が、世界銀行などのエコノミストを中心にして強く主張され、契約法や担保法、会社法などが効率性の観点から評価されるようになつた。世界銀行が毎年公表する『Doing Business』という資料の中では、各国の法制度が経済活動に対する効果について指標化され、ランキングの形式で比較されている。

明治日本が学んだ近代法

ここで、日本が西洋近代法に出会つた歴史を、簡単に振り返つておこう。徳川幕府が統治していた江戸時代の日本にとって、アメリカのペリー提督が率いる黒船は、「西洋」の象徴であった。欧米列強に迫られて開港を決断した日本は、「西洋」では万国公法（国際法）が国家間の

204

205

第6章 法の前提と限界

した歴史的な背景から、梅謙次郎が留学していた時代、フランスの大学や法医学の博士号を取得するためには、ローマ法と現代フランス法の双方について博士論文を書かなければならぬといふルールになつてゐた。梅謙次郎は、和解条約について、ローマ法における歴史と当時のフランス法における問題について取り上げ、論じている。

サイズの合わない既製服

このように、明治日本が取り入れた近代西洋法は、主権国家が制定した法律という表面の下に、古代ローマにさかのばる歴史的な前提が存在するという二重構造を持っていた。歴史的な前提の部分は、その時々の政治権力によって、恣意的に変えてしまうわけにはいかない。その意味で、近代法特に民法は、議会が制定した「法律」であるだけではなく、社会の構成原理としての意味を持つべきである。このことが、近代法を受容した日本を、その後、長い期間にわたつて悩ませることになる。表面的にフランスやドイツの民法典と同じような民法を作り、歐米諸国と同じような裁判制度を導入することはできたとしても、法の根底にある古代ローマ以来のヨーロッパの歴史や、そうした歴史をふまえた社会の構成原理は、日本にとって異質なものだったからである。民法の制定から一世紀を経た一九九〇年代になつても、ある日

それぞれの国家が主権を認められ、主権国家が並立することで国際関係が成立するという「ウェストファリア体制」が確立する。そのようにして成立したヨーロッパの主権国家は、近代への歩みの中で議会制度を整え、國の基本となる法律を議会で制定するという國家体制をとるようになつた。このような近代国家の典型となつた國はフランスである。フランスでは、ナポレオンの統治の下で、民法典をはじめとする基本法典の編纂が行われ、最終的には議会によって採択、制定された。フランスの民法典は、その時点までまだ統一國家すら存在していないかった。ドイツに大きな影響を与えた、ドイツの一部の領邦では、そのままドイツ語に翻訳されて適用された。近代日本が民法を編纂する際にも、梅謙次郎が学んで帰ったフランス民法典が、フランス民法の影響下で編纂されつつあったドイツ民法典とともに、モデルとして参照された。

しかし、ナポレオンの時代で編纂された民法典は、まったくの白紙から作られたわけではない。民法の歴史的な起源はローマ法である。共和政時代の古代ローマで、裁判の事例を通じて形づくられた法のルールが、帝政ローマの時代に体系化され、ローマ帝国がいたん滅亡した後、東ローマ帝国（ビザンチン帝国）のスティニアヌス帝の時代に「ローマ法大全」としてまとめられたと言われる。そのローマ法が、中世ドイツでは神聖ローマ帝国によって受容され、また中世のフランスでは、地域的に法として取り入れられていった。そう

206

207

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

季	法と経営学専攻 修士課程	方式	科目
		B 社会人	小論文

受験番号 _____

氏名 _____

(7-4)

《解答別紙》

第6章 法の前提と限界

欧洲議会の「ロボット法」提案
デジタル技術の発展が、「法」の前提自体を掘り崩しつつあるとき、「一つの対応方法」として、「法」の体系を修正することが考えられる。実は、ヨーロッパでは、そのような動きの兆しもみられる。

議論の発端としては、欧洲議会の中に、ロボット技術の発展について関心を持つた議員グループがあつたようである。EUの法令には、「レギュレーション規制」と「ディレクティヴ（指令）」という二つの形態があることは第2章で触れたが、欧洲議会は、欧洲理事会と共にこれらの法令を採択する立法機関である細かく言えば、EUはこの手続とは違った特別の立法手続きもある。二〇一六年に、この欧洲議会の中の議員グループのために報告書が作られたが、それを見る限り、ロボットに独立の人格を与えるなどの制度を整備することが望ましく、その場合には、SDF作家のアイザック・アシモフが提示した「ロボットの法」を適用することなどが検討されるべきだという意見があると書かれている。

アシモフの「ロボットの法」とは、「われはロボット」というSDF小説の中で書かれているもので、次の三か条からなる。

本企業の法務部長経験者は、近代法は、日本の実務家にとって「サイズの合わない服製版のようなもの」だと表現した。
近代ヨーロッパで、民法が社会の構成原理であると言われるとき、その最も基本的な前提は、自律的な個人であったと言える。日本が明治時代に取り入れた近代法は、一八世紀から一九世紀のヨーロッパでその基本形が作られていったものであるが、身分社会から解放された個人を単位として組み立てられている。個人は、基本的に、自分自身の利害や置かれた状況を十分に把握し、自分の判断にとづいて行動を選択する。つまり、第4章で使った言葉で言えば、「自律的な個人」であつたわけである。このタチマエは、二〇世紀に入り、近代から現代へと移行した社会の現実に合せて修正されながら、維持されてきた。

ところが、現在、開発が進められているAIその他のデジタル技術は、まさに人間の自律的な判断という部分が、データにもとづく機械的判断に置き換えていく。デジタル技術の側からみれば、個人の意思と判断に常に立ち戻ることを要求する「法」の体系は、「サイズの合わない服製版」なのである。本書が記述しようとしてきた問題は、この「サイズが合わない」ために感じられる気持ちの悪さであつたと言えるかも知れない。

208

第一条 ロボットは、人間を傷つけ、又は不作為によつて人間が傷つく結果を生じさせてもならない。
第二条 ロボットは、人間が与えた命令に従わなければならない。ただし、その命令が第一条に反する場合はこの限りではない。
第三条 ロボットは、第一条及び第二条に反しない限りにおいて、自己の存在を守らなければならぬ。

ロボットの時代が到来したのでロボットに独立の人格を与える制度が必要だという議論は、やや素朴な理解にとどくものであつたように思われる。ロボットといつても、現在、実用化に向けて開発が進められているものは、ロボット小説に書かれていたような、人間の形をして頭や足を持つものは限らない。介護サービスのロボットといつても、被介護者をサポートする器具あるいは装置にすぎない。投資をするための「ロボット」の実態も、単なるコンピュータ端末であるか、汎用のパソコン上で運用されるコンピュータ・プログラムである。議論が進められるうちは、人間に似た形態をしているものは「人間」として扱うべきだといった單純な考え方は、さすがに消えていった。

210

第6章 法の前提と限界

ところが、高度なAIシステムに法人格を与えるというアイディア 자체は、消えなかつた。欧洲議会は、二〇一七年になり、欧洲委員会に対してAIに関する制度の整備をするよう求めれる決議を採択したのである。その中では、「将来的には、高度な能力を持つAIについては独立の人格を付与するという法制も検討に値する」と述べられている。

この背景として、現在、開発が進められつつあるAIの中には、機械学習、とりわけ深層学習を取り入れたものが多いという事実がある。深層学習の場合、AIが自動的にパターンを認識していくばかりでなく、表面からは観察できない隠れたパターン認識を形成していくため、システムを人間がコントロールすることは、ほとんど不可能であると思われる。コントロールできないものが生み出される結果について責任だけをとらせる制度は、合理的的ではない。そこで、機械学習にもとづくAIシステムを、人間が使う「物」客体ではなく人間と並ぶ存在（主体）として位置づけ、主体としてのAIに責任を負わせるという考え方には、素朴な「ロボット」の主張とは一線を画して、まじめな検討に値すると主張されるわけである。

「電子人」立法が実現した場合

現在、各国の法制度の下で「主体」としての地位を持つ存在は、人間（法律学では「自然人」）

211

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

季	法と経営学専攻 修士課程	方式	科目
		B 社会人	小論文

受験番号 _____

氏名 _____

(7-5)

《解答別紙》

第6章 法の前提と限界

仮にそうなつたとしても、制度はうまく機能しないであろう。その理由は、日本やアメリカなど、他の主要国がこの考え方方に適応的だからである。会社などの「法人」の場合も、どのような条件を満たしていれば独立の主体として受け入れられるかという問題は、法律上の決まりであり、国境を越えると、それが相手国でも認められるかどうかという問題になる。日本の場合は、民法の中で、「國、國の行政区画及び外國会社」だけが認可されると規定されている民法三五条。つまり、EUが域内で「電子人」の制度を設けても、それが「外國会社」ではない以上(もちろん國や州などの行政区画でもないので)、日本では認められないのである。

ところが、A-Iシステムは、優れていないほど、国境を越えて輸出される。特に、「モノ」ではなくサービスとして提供されるシステムは、ネットワークを通して世界中で利用されることを目指すであろう。そのような中、EUだけ独自の「電子人」制度を導入し、も効果はほとんど期待できない。むしろ、無過失責任や保険の義務づけなどの制度が負担になり、EU域内の企業にとっては、他国と比較した競争条件が不利になるというデメリットだけが生じるという可能性が高い。

高度なA-Iに「電子人」としての法人格を与えてみても、社会を構成する個人の自律的な判断が機械(A-I)によって置き換えられていくこと 자체には歴止めがかけられない。問題は、日

と呼ばれる)と、会社などの「法人」である。「法人」(fictitious person)は、法的には自然人(natural person)と同じように扱われるが、物理的な肉体や手足を持っているわけではなく、完全に概念上の存在である。それが許されるのであれば、高度なA-Iを、概念上の主体として扱われる「電子人」(electronic person)とみなす制度があつてもおかしくはない。この「電子人」については、A-Iが引き起こす損害に対しても過失の有無を問題とすることなく賠償責任を負うという無過失責任の制度が必要だとする考え方もある。さらに、その賠償資力の担保として、電子人は責任保険を義務づけられるとすれば、被害者の敷衍にもなりうる。

似たような議論として、環境保護団体などが、絶滅の危機に瀕した動物などを自然人と同じ「権利の主体」と位置づけて環境訴訟を提起する事例が世界合団にあり、日本でも、アマゾンクロウサギを原告とした訴訟が現実に提起されている。その訴訟では、裁判所は、日本の法制上、動物には訴訟の原告となる資格がないと述べて、訴えを却下した鹿児島地裁平成13年1月22日判決)。アマゾンクロウサギと機械学習により能力を高度化したA-Iを比喩すれば、知的能力はA-Iの方が高いであろうから、A-Iを「電子人」とする考え方荒唐無稽とは言えないと指摘されている。

EUは、将来、高度なA-Iを「電子人」とする制度を本当に導入するかもしれない。しかし、

と呼ばれる)と、会社などの「法人」である。「法人」(fictitious person)は、法的には自然人(natural person)と同じように扱われるが、物理的な肉体や手足を持っているわけではなく、完全に概念上の存在である。それが許されるのであれば、高度なA-Iを、概念上の主体として扱われる「電子人」(electronic person)とみなす制度があつてもおかしくはない。この「電子人」について

213

212

日本企業とA-I開発の適性

A-Iなどのデジタル技術に関して、日本は後れを取っているのではないかと言われることは少なくない。それは、アメリカや中国が開発競争の先頭を走り、豊富なデータをもとに学習させてシステムの高度化を進める中で、日本は、デジタル技術への投資も十分である上に、プライバシーに敏感な消費者への配慮もあって、技術開発競争に遅れつあるのではないかという懸念である。経済産業省に設置された「デジタルトランクフォーメーション」に向けた研究会でも、日本企業の多くは、デジタル技術をビジネスモデルの変革へと結びつけること(それが「デジタルトランクフォーメーション(D-Tx)」である)ができずにおり、かえって、過去に導入した情報通信(I-T)システムが成長の足かせになつていると指摘された。この研究会の報告書は、



図6-1 サイモン・ディーキン教授(提供: 同教授)

「二〇一五年の崖」というショッキングな言葉を使って、二〇一五年頃までは過去のシステムが限界を迎える、それを放置していた企業は深刻な問題に直面すると警告している。ところが、二〇一九年の三月に、一橋大学で「テクノロジーの進化とリーガルイノベーション」というシンポジウムが開催された際に、イギリスのケンブリッジ大学から来日したサイモン・ディーキン教授が興味深い発言をした。ディーキン教授は、日本企業のコーポレートガバナンスについて研究してきた専門家であるが、その立場から、「日本のコーポレートガバナンスは、A-Iなどの開発に適性を持っているのではないか」と発言したのである。

イギリスの実証研究によれば、株主の利益を過剰に強調するコーポレートガバナンスは、従業員からイノベーションのために時間と労力をかけようとする意欲を奪ってしまうため、必ずしも技術革新に適合的ではない。A-Iなどの開発の場合、デジタル技術がビジネスとして意味のある形で実用化されにくいためには、従業員が蓄えた勘や経験などを言語化してデジタルに置き換えていく必要があるから第5章で法の執行をコンピュータ化する際の

常生活や経済活動にデジタル技術が進出してくる中で、「法」の前提が変化しつつあるといふにあるのであって、法の体系自体を修正することでそれに対応しようとしても、意味があるようには思われない。だから、この提案は、構想倒れに終わる可能性が大きいと思われる。

214

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

季	法と経営学専攻 修士課程	方式	科目
		B 社会人	小論文

受験番号

氏名

(7-6)

《解答別紙》

第6章 法の前提と限界

日本の大企業の「コーポレートガバナンス」について、少し回り道をして、コーポレートガバナンスについて考えておこう。「コーポレートガバナンス」を抽象的に説明すれば、会社がよりよく經營されるためには、誰に、どのような位置づけを与えるといいかという問題であると言える。「よい」会社經營とは何を意味するのかは、それ自体が重要な論点であり、この観点から、「会社は誰のものか」という表現で「コーポレートガバナンス」が説明されることもある。しかし、「コーポレートガバナンス」として議論される内容は、そうした価値観や考え方の問題だけではなく、関係者が「よい」とされる行動をとるような仕組みの実現も重要な課題である。そこで、いざ仕組みとしては、一定の行為を義務づけたり禁止したりするルールだけではなく、一定の行為をすれば利益や報酬が得られるような工夫も考えられる。「位置づけを与える」というあいまいな表現をあえて使つたのは、そのためである。

会社に関する法は、会社法や金融商品取引法などの法律が存在するが、「コーポレートガバナンス」は、そうした法制度の問題に尽きるわけではない。役員報酬の部を会社の業績に連動させることなど制度の運用が問題になる場合もあり、さらには新卒一括採用や終身雇用といふかどろかな制度の運用が問題になる場合もあり、さらには、新たに新卒一括採用や終身雇用といった法律上には根拠のない慣行も、重要な意味を持つ。法だけではなく、その周囲にある業務や慣行、そしてその後にある考え方などの総体が「ガバナンス」であると言つてよいであろう。

この發言の真意を理解するために、少し回り道をして、コーポレートガバナンスについて考えておこう。「コーポレートガバナンス」を抽象的に説明すれば、会社がよりよく經營されるためには、誰に、どのような位置づけを与えるといいかという問題であると言える。「よい」会社經營とは何を意味するのかは、それ自体が重要な論点であり、この観点から、「会社は誰のものか」という表現で「コーポレートガバナンス」が説明されることもある。しかし、「コーポレートガバナンス」として議論される内容は、そうした価値観や考え方の問題だけではなく、関係者が「よい」とされる行動をとるような仕組みの実現も重要な課題である。そこで、いざ仕組みとしては、一定の行為を義務づけたり禁止したりするルールだけではなく、一定の行為をすれば

日本の大企業の「コーポレートガバナンス」について、少し回り道をして、コーポレートガバナンスについて考えておこう。「よい」会社がよりよく經營されるためには、誰に、どのような位置づけを与えるといいかという問題であると言える。「よい」会社經營とは何を意味するのかは、それ自体が重要な論点であり、この観点から、「会社は誰のものか」という表現で「コーポレートガバナンス」が説明されることもある。しかし、「コーポレートガバナンス」として議論される内容は、そうした価値観や考え方の問題だけではなく、関係者が「よい」とされる行動をとるような仕組みの実現も重要な課題である。そこで、いざ仕組みとしては、一定の行為を義務づけたり禁止したりするルールだけではなく、一定の行為をすれば

216

217

第6章 法の前提と限界

本章の第1節で、日本が学んだ近代法の根底には、古代ローマにまでさかのぼるヨーロッパの「権利」という歴史があると述べた。その特徴は、単純化して言えば、社会の中の人間関係を「AはB」という人がBとどう人に対し、XYZという権利を持つ」という形で表すところにある。これは、反対の側から見れば、「BはAに対して、XYZという義務を負う」ということであり、また、「AはBに対して、XYZには含まれないW」ということは要求できない」という意味をも含んでいる。そのような「権利」と「義務」がいわば網の目のように、人(近代以降は「自律的な個人」)の間の相互關係を形成する社会こそが、法を構成原理とするヨーロッパ社会の伝統であった。

日本の大企業の「コーポレートガバナンス」については、株主の利益だけを強調するのではなく、従業員や取引先、地域社会などの利害関係者(ステークホルダー)にも配慮する点に特徴があると言ってきた。そのような「コーポレートガバナンス」は、一九八〇年代には日本経済の強みとして称賛されたが、その後は、日本経済が低迷する中で、株主利益が十分に顧みられない点に日本企業の課題があると言われるようになった。二〇一〇年代に入ると、海外の投資家を日本証券市場に呼び込む目的もあり、企業価値を増大させるための「攻めのコーポレートガバナンス」が強調されている。過去二〇～三〇年を振り返ると、日本の「コーポレートガバ

ンス」は、株主利益を重視する方向に大きく舵を切ってきたと言える。それでも、日本では、たとえば上場企業の經營者などにインタビューすると、株主の利益だけを考えて会社經營を行うべきではないという考え方方が広く抱かれている。そして、実際に日本企業が經營方針を大きく変えたり、工場などを縮小したりするときには、従業員や地元の関係者に対する丁寧な説明は、ほとんどの場合、法律によつて義務づけられていることが多い。そうした丁寧な説明は、ほとんどの場合、法律によつて義務づけられているわけでもない。法的には義務がなくとも、ステークホルダーの理解を得て、納得してもらうことが必要であると、日本の多くの經營者は考へてゐるわけである。

権利・義務とは別にある規範

日本の大企業の「コーポレートガバナンス」について、株主利益だけではなくステークホルダーの利益だけを考慮するという先に述べた点実際には、従業員の利益はそれほど配慮されていないのではないかという議論もあるとは別に、ここでは、法律上の義務ではなくとも、説明や納得が必要であると考えられているという点に注目したい。その理由は、ヨーロッパの歴史に由来する「法」の特徴は、人と人の関係を「権利」と「義務」によつて表現するという点にあるからである。

218

219

2024年度 大学院入学試験 問題用紙

季	法と経営学専攻 修士課程	方式	科目
		B 社会人	小論文

受験番号 _____

氏名 _____

(7-7)

《解答別紙》

第6章 法の前提と限界

ところが、義務ではないが、「丁寧な説明」によって「納得」してもらう必要があるという考え方には、いわば一方的な負担にすぎない。法的な義務ではないので、説明を受ける側から、「自分が納得するまで説明せよ」と求めることはできない。義務ではないにもかかわらず、説明をしなければならないと一方的に考える理由は、それが社会の中で当然の務めであるといつた道徳的な信念にもとづく場合もある。将来的な人間関係や企業の社会的な評判にマイナスの影響が出ないようにするためなどの打算的な判断による場合もある。どちらにせよ、重要な点は、日本のコーポレートガバナンス、「権利」と「義務」の体系とは違った規範が含まれているという事実である。

デジタル技術による変革と法の限界
これまで本書では、A-Iをはじめとするデジタル技術が社会に大きな変革をもたらし、法の体系に難しい問題を提起することを見えてきた。第2章で説明したように、デジタル技術の発達により、モノの取引よりも無形のサービスの取引が大きな意味を持つようになっている。形を持ったモノが存在していると、それを持っている人の力が及ぶ範囲も明確になるから、モノがかかる取引は、「権利」と「義務」の内容を明確に記述するという「法」の考え方となじみ

を考えるというよりも、近い将来にA-Iが法を超てしまふのではないかとすら思われるの

ある。

A-I時代のガバナンスと日本の役割

デジタル技術と「法」の体系が適合的ではないからといって、その状態をそのまま放置しておくわけにはいかない。第5章でも見たように、「データ」と「コード」によってプラットフォームが巨大な力を持つようになっており、個人の利益などはどこかに見失われてしまい勢いである。他方で、デジタルの時代にも国家は警察力や軍事力を持つ。いざとなれば、巨大プラットフォームを含めて民間の活動に介入する。二つの大きな力のはざまで、人は、不安を抱いたまま立ちすくむことにならなければならない。

そこで、「法」による規律の周囲にあって、社会の組織自体を規律するガバナンスが重要になる。先にコーポレートガバナンスについて述べたが、ここでいうガバナンスは、社会全体のガバナンスである。技術の開発がどれほど進んでも、その成果が社会に受け入れられなければ意味がない。さまざまな利害関係者(ステークホルダー)の立場に注意を払い、人々が新しい技術を受け入れやすい前提を作っていくといふガバナンスの確立は、一見すると、時間がかかる

221

を変えるというよりも、近い将来にA-Iが法を超てしまふのではないかとすら思われるの

第6章 法の前提と限界

りスピードが遅いように見えるけれども、実は、技術の発展に対して大きなプラスの効果を持つのである。ヨーロッパ(EU)でも、「信頼されるA-Iのための倫理ガイドライン」という形で第4章第1節「法だけではなく「倫理」の規範を確立しようとしており、こうした方向は、世界的にも広がっている。
第3章では、取引の主要な対象が財物からデータになるという変化を取り上げた。そして、データの収集は、しばしば機械的な通信の結果として行われるために、法的な主体の「権利」や「義務」によつてはとらえきれないということも指摘した。EJのように個人を「データ主体」と位置づける方法は、データの取引を「法」の論理によって規律しようとする試みであるとも言える。それでも、家族内のプライバシーのように、そこからぼれ落ちる問題が生じることを否定できない。
そして、第4章では、そもそも法を契約ではなく、個人の意思を介しない技術的な「コード」(アーキテクチャ)によつてルールが定められていくという状況を指摘した。それが、個人の自律的な意思という近代法のタマゴと適合的でないことは、すでに本章の第1節で述べたが、こうしてみると、「契約からコードへ」という変化だけではなく、「物からサービスへ」「財物からデータへ」という変化も含めたすべての変化が、人間関係を「権利」と「義務」によって表現しようとする「法」の体系との間に不整合をひき起しつつあると言つてよい。A-Iが法

222

222